

はじめに

東京都は、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者や障害者等が施設を円滑に利用できるよう、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の具体的な整備基準を定め、施行規則として平成8年9月に全面施行した。

また、平成12年には、子育て支援環境の充実を図るため、新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア、ベビーベッド、授乳場所等）を整備項目に追加し、また、共同住宅を整備対象施設とするなど、条例及び施行規則の一部改正を行った。

こうして東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備が進む中、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）やその委任条例である「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）が施行され、東京における施設のバリアフリー整備はさらに推進されることとなった。

一方で、福祉のまちづくりへの取組は高齢者や障害者に対するさまざまなバリア（障壁）を取り除くというバリアフリーの視点から、子どもや外国人なども含め、できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにするユニバーサルデザインの視点に立った取組へと転換を迎えていた。

そこで、東京都福祉のまちづくり推進協議会では、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を行うためのガイドラインの普及や生活者の視点に立ったトイレの整備指針などを意見具申し、単に施設のバリアフリー化を進めるだけでなく、施設への移動経路も含めた面的な整備やすべての人の社会参加の核となる「だれでもトイレ」の計画的で適正な配置、利用者の快適性への配慮などを求めてきた。

さらに、本協議会は、福祉のまちづくりを取り巻く環境の変化に対応するため、今後はユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進するよう、東京都福祉のまちづくり条例改正の基本的考え方について、平成20年11月、東京都に意見具申を行った。

これと併せ、本協議会として、バリアフリー新法や建築物バリアフリー条例の基準との整合性や、都民の生活に身近な小規模建築物におけるバリアフリー化の推進などを図るため、施設整備基準についても審議を重ね、この度、整備基準改正の基本的考え方として、見解を得たため、ここに意見具申する。

東京は国内外から多くの人が集い、活発に交流する世界有数の国際都市である。東京が世界に開かれた国際都市としてさらなる発展を続けるには、東京に集うすべての人がありのままに、自らの意思で暮らし、社会参加でき、自己実現が図れる、そうした社会の実現に向け、この意見具申に十分配慮し、取り組まれることを期待する。